

垂水市と株式会社タイミーとの包括連携に関する協定書

垂水市（以下「甲」という。）、及び株式会社タイミー（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、多様な担い手の確保を通じた市内の経済活性化を推進することを目的として、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な相互連携を図り、双方の資源を活かした事業に協働で取り組むことにより、多様な担い手の確保を通じた市内の経済活性化を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- （1）市内事業者の人材確保および雇用創出に関すること
- （2）多様な働き方の推進に関すること
- （3）産業振興に関すること
- （4）双方の事業のPRに関すること
- （5）その他、本協定の目的に沿うこと

2 甲と乙は、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容は協議の上、決定するものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な見直しを行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。但し、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定による連携及び協力に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。

2 甲と乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（紛争の解決）

第6条 甲と乙は、本協定に基づきそれぞれが実施する事業において第三者との間に紛争が生じたときは、当該紛争が相手方の責に基づく事由により生じた場合を除き、自己の責任において誠意を持って対応し、解決に当たるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第7条 甲と乙は、それぞれ相手方に対し、暴力団、暴力団関係企業、総会屋又はこれらに準ずる団体との関係を現在及び過去において有しておらず、かつ将来も一切関係を持たないことを確約する。

2 甲又は乙について、前項の確約に反することが判明した場合は、その相手方は、何らの催告を要せずして、本協定を解除することができる。

3 前項の規定により本協定を解除した当事者は、相手方に対し、損害の賠償を請求することができ、他方、解除された当事者は、相手方に対し、その損害について一切の請求を行わない。

（知的財産等の使用）

第8条 甲は、乙が甲のロゴ・標章等（以下「ロゴ等」という。）を、乙の自社ホームページ、オウンドメディア、各種メディア等の広告媒体（YouTube、X、Facebook、LINE等のソーシャルメディアを含む）、営業活動用資料等に無償で使用することを承諾するものとする。

2 前項に定めるロゴ等の使用期間は、本協定の有効期間に準ずるものとする。ただし、乙が前項に定める使用範囲を逸脱してロゴ等を使用した場合、甲は乙に対しロゴ等の使用の中止を求めることができるものとする。

（疑義の決定）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲及び乙が誠意を持って協議の上、決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、代表者の記入押印の上、各自その1通を所持する。

令和 7 年 7 月 29 日

甲 鹿児島県垂水市上町114番地
垂水市
市長 尾脇 雅弥



乙 東京都港区東新橋1丁目5番2号

汐留シティセンター35階
株式会社タイミー
代表取締役 小川 嶺

